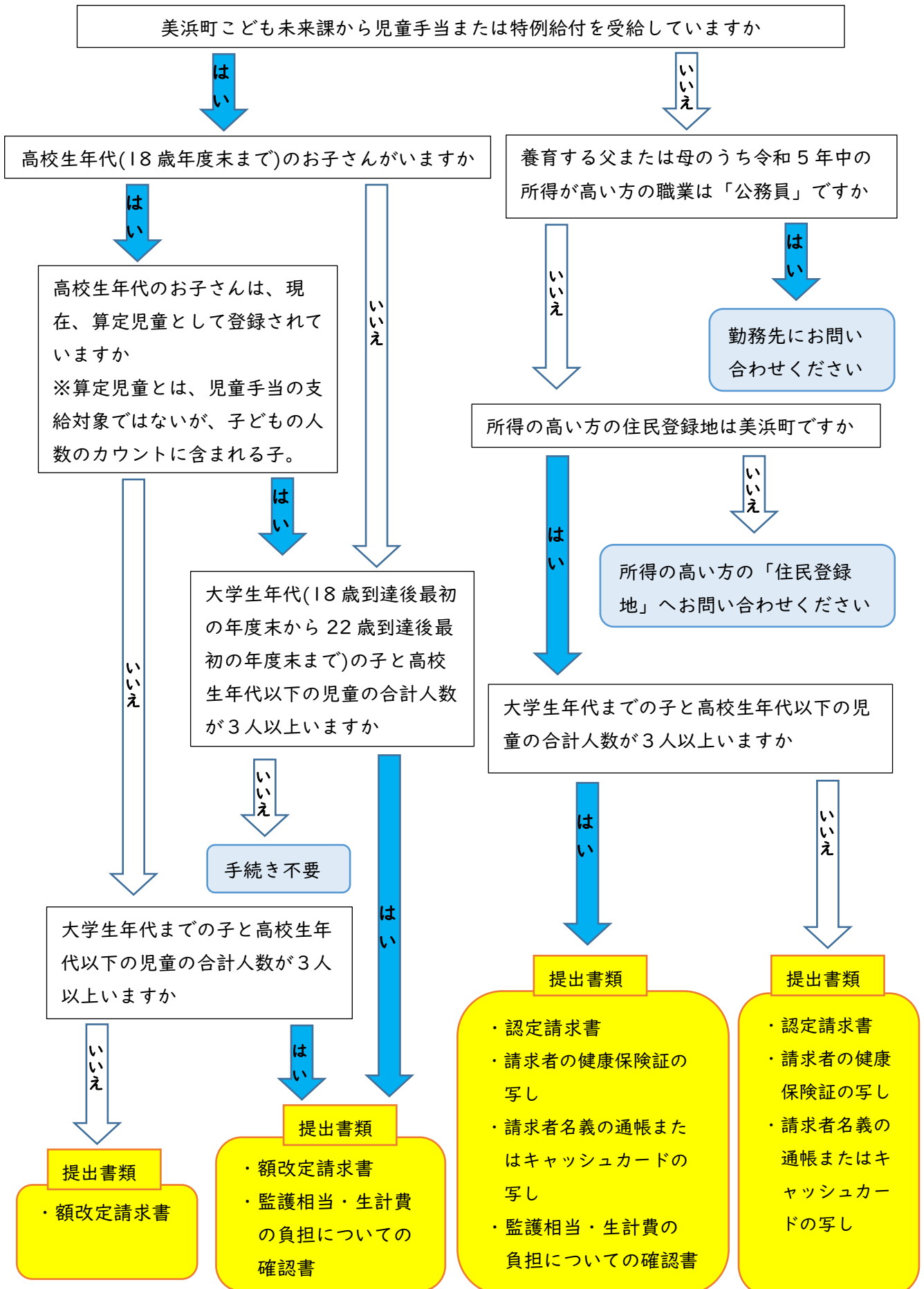


令和6年10月児童手当制度改正 手続き確認チャート



※額改定請求書を提出される方で、3歳未満のお子さんを養育している方は請求者の健康保険証の写しも必要となります。
※新たに支給対象となる児童と別居されている方は、「別居監護申立書」の提出も必要となります。